

## 大学コンソーシアム香川規約

### (名称)

第1条 本会は、大学コンソーシアム香川（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

### (目的)

第2条 コンソーシアムは、香川県内の大学、短期大学及び高等専門学校（以下「県内大学等」という。）が相互に連携・交流し、香川県内の教育の質的向上を推進するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内大学等の情報の提供・広報に関する事業
- (2) 県内大学等相互及び地域との交流・連携を促進・支援する事業
- (3) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 コンソーシアムは、次の各号に掲げるもの（以下「構成員」という。）をもって組織する。

- (1) 別表1に掲げる県内大学等
- (2) 香川県

### (入退会)

第5条 コンソーシアムに入会しようとするものは、書面により会長に申し出るものとし、第11条に定める総会の議決を経て、入会することができる。

2 構成員が、コンソーシアムを退会しようとする場合には、原則として退会する3ヶ月前までに、書面により会長に申し出た上で、第11条に定める総会の議決を得なければならない。

### (機関)

第6条 コンソーシアムは、第3条の事業を行うために、総会、運営委員会及び事務局を設置する。

(役員)

第7条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(選任等)

第8条 前条の会長、副会長及び監事（以下「役員」という。）は、別表1に掲げる県内大学等の長のうちから、総会において互選により選任する。

- 2 役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、前2項の規定にかかわらず、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。
- 5 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の3分の2以上の議決により、解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

(職務)

第9条 会長は、コンソーシアムを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(報酬)

第10条 役員は、無報酬とする。

(総会)

第11条 総会は、別表2の左欄に掲げる県内大学等において同表の右欄に掲げる役職にある者及び香川県知事が指名する者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
  - (1) コンソーシアムの運営に関する重要事項
  - (2) 事業計画に関する事
  - (3) 予算及び決算に関する事項
  - (4) 会長、副会長及び監事の選出に関する事
  - (5) その他重要事項
- 3 総会は、会長が招集し、その議長となる。

- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 5 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ず総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。これにより表決権を行使した委員は、第4項の規定については出席したものとみなす。
- 7 総会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (運営委員会)

第12条 コンソーシアムに、次の各号に係る事項を行わせるため運営委員会を設置する。

- (1) 事業計画の企画・立案に関すること
- (2) 予算の企画・立案に関すること
- (3) 専門部会の設置・廃止の検討に関すること
- (4) コンソーシアムの会費の検討に関すること
- (5) その他コンソーシアムの事業実施にあたっての検討及び企画調整に関すること

2 運営委員会は、委員が指名する者及び事務局長(以下「運営委員会委員」という。)により構成することとし、委員は、1名の運営委員会委員を指名するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

3 運営委員会は、委員会において審議・決定した事項を総会に報告しなければならない。

4 運営委員会は、事業実施を円滑に推進するため、必要に応じ、別途、組織を設けることができる。

5 第11条第3項から第7項について、「総会」を「運営委員会」、「委員」を「運営委員会委員」、「会長」を「事務局長」と読み替えて準用する。

6 運営委員会は、必要に応じ、書面により運営委員会委員の意見を聞くことができる。書面による運営委員会委員への意見聴取の結果は、前項により準用する第11条第5項に定める運営委員会における議決と同等の効力を有する。

#### (事務局)

第13条 コンソーシアムに関する事務を処理するため、会長が在籍する県内大学等に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 事務局は、総会及び運営委員会の事務を処理する。

(会計)

第14条 コンソーシアムの会計は、構成員の会費、負担金、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てることとし、会費に関し必要な事項は、別に定める。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の変更)

第15条 この規約は、総会の議事を経なければ変更することはできない。ただし、その変更が、軽微な場合には、運営委員会において、規約の変更を行うことができる。

2 前項ただし書きにより、規約の変更を行った場合には、運営委員会は、総会においてその内容を報告しなければならない。

別表1 (第4条関係)

県内大学等の名称	設置法人
香川県立保健医療大学	香川県
香川高等専門学校	独立行政法人国立高等専門学校機構
香川大学	国立大学法人香川大学
香川短期大学	学校法人尽誠学園
四国学院大学	学校法人四国学院
せとうち観光専門職短期大学	学校法人穴吹学園
高松大学	学校法人四国高松学園
高松短期大学	学校法人四国高松学園
徳島文理大学	学校法人村崎学園

(50音順)

別表2 (第11条関係)

県内大学等の名称	役職
香川県立保健医療大学	学長
香川高等専門学校	校長
香川大学	学長
香川短期大学	学長
四国学院大学	学長
せとうち観光専門職短期大学	学長
高松大学	学長
高松短期大学	学長
徳島文理大学	学長

(50音順)

附則（平成27年9月25日制定）

- 1 この規約は、設立総会においてコンソーシアムの設立が議決された日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に任命される第6条に定める会長、副会長及び監事の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。
- 3 平成30年3月31日までの間、事務局を香川県政策部地域活力推進課に設置する。
- 4 コンソーシアム設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、コンソーシアム設立の日から平成28年3月31日までとする。

附則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規約は、令和3年6月11日から施行する。